

指定管理者の選定結果等について
(三条市職業訓練施設)

三条市職業訓練施設の指定管理者の指定について、非公募により、次のとおり候補者を選定し、令和2年12月の三条市議会第7回定例会において指定の議案が可決されました。

施設名	三条市職業訓練施設
所在地	三条市東本成寺8番53号
指定管理者	職業訓練法人三条職業訓練協会 代表：会長 梅田 均 住所：三条市東本成寺8番53号
指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日
非公募により選定した理由	<p>本施設は、職業能力開発促進法による認定職業訓練を行う施設で、県知事の認可を受けた認定職業訓練を実施することができる職業訓練法人のみが管理運営できるものです。</p> <p>指定管理者である「三条職業訓練協会」は、施設の設立当初から管理運営を受託し、平成18年度からは指定管理者として施設運営に当たっています。特殊な施設であり、管理運営のできる団体が限定されることや、所管課が行った総合評価が継続管理の基準であるB以上の評価であることから、「三条職業訓練協会」を非公募により候補者としたものです。</p>
指定までの流れ	外部委託等審査委員会 令和2年11月13日 指定管理者の指定 令和2年12月21日
所管部署	<p>○三条市職業訓練施設に関すること 経済部 商工課 商工係 TEL 0256-34-5609 (直通) E-mail: shokoka@city.sanjo.niigata.jp</p> <p>○指定管理者制度に関すること 総務部 行政課 庶務係 TEL : 0256-34-5516 (直通) E-mail : gyousei@city.sanjo.niigata.jp</p>